さっぽろ子育てガイド広告掲載条件

1　掲載する広告は、広報誌の性格上その品性を害さないイメージ広告が望ましく、特定の業者に不利益を与えない中立性のあるものとする。
2　スポンサーの代表者などの写真は掲載しない。
3　人事・人材募集、会員募集などの広告は掲載しない。
4　医療、医薬、化粧品、健康食品、機能食品などの広告で、医療法、医師法、薬事法、医薬品等適正広告基準などの法令に抵触するものは掲載しない。この広告を掲載する場合には、希望する会社名及び内容を早めに事業実施担当に届け出て、掲載可否を協議することとする。
5　貸金など、いわゆる「町の金融」に関する広告は掲載しない。クレジットについては、銀行・信用金庫系、信販系、流通系に限り、かつキャッシングローンの広告は掲載しない。この広告を掲載する場合には、希望する会社名及び内容を早めに事業実施担当に届け出て、掲載可否を協議することとする。
6　商品先物取引に関する広告は掲載しない。
7　児童福祉法第59条の２のとおり、認可外保育所の届出を行わなければいけない施設は「幼稚舎」、「幼児園」、「子どもクラブ」、「教室」、「学園」等の名称に関わらず、管轄する自治体に届出を行っているか確認し、届出を行っていない施設の広告は掲載しない。
8　児童発達支援事業、放課後等デイサービスなどの療育専門事業所については、管轄する自治体に指定申請をし、事業所番号を取得していることを確認する。申請を行っていない施設の広告は掲載しない。
9　風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律に定める営業広告は掲載しない。ただし、専ら食事を主体とする食堂、レストランなどを除く。
10　不動産取引広告については、公的な機関並びに証券取引所の上場企業及びそのグループ、これに準ずると認められる市内で実績があって信用力のあるものを除き掲載しない。この広告を掲載する場合には、希望する会社名及び内容を早めに事業実施担当に届け出て、掲載可否を協議することとする。なお、掲載に当たっては、不動産の表示に関する公正競争規約（平成15年１月14日公正取引委員会告示第２号）などの関係法令を遵守することとする。
11　市内外で、マルチ商法・マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、ＳＦ商法（催眠商法）などや、これらに類似する方法で販売されたことがある商品などの広告は掲載しない。
12　意見広告は掲載しない。
13　政党、政治団体の広告は掲載しない。
14　選挙関係の広告は掲載しない。
15　個人、法人の名刺広告は掲載しない。
16　前各号に抵触しない場合でも、違法行為や社会的に不当な行為をしている、消費者センターなど公的機関に苦情があり紛争となっている、あるいは、マスコミなどで問題となっているようなスポンサーの広告は掲載しない。
17　ＮＰＯがスポンサーである広告については、そのＮＰＯが「法人」として認証されていない場合や、前各号の条件を満たさない場合は掲載しない。
18　掲載内容は、景品表示法など広告表示に関連のある法律等に接触しないよう充分留意すること。
19　その他、札幌市広告掲載要綱、及び札幌市広告掲載基準に定める掲載規準等を遵守すること。